

# 遺産分割はこれで安心

## ～遺言書と養子縁組～

# はじめに

平成23年4月1日

お客様各位

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

ここ最近、ニュースなどで頻繁に取り沙汰されるようになった相続税。お客様が一生をかけて築いてこられた財産や、先祖から引継ぎ大切に守ってこられた土地家屋もやがては相続という形で次世代へ承継されます。残した財産は相続された方々で円満に分け合いその幸せに役立てて頂きたいと思っています。

相続を円滑に進めることができればという思いから『遺言書』『養子縁組』についての案内を作成しました。

**『遺言書』を作成することで遺産分割協議をスムーズに進め、伝統ある家系を守ることができます。**

**『養子縁組』は相続税の負担を軽減させるのに有効な手段です。**

当事務所では相続税額算定のシミュレーションを行っております。およそいくら相続税がかかるか知っておくことも円滑に相続を進めていくために必要なことです。

お客様の思いをご家族の方々に伝えるためにお役に立てればと考え作成しました。

税理士法人 仲田パートナーズ会計  
代表社員 仲田 敏捷

# 目次

## V 遺言書

- P4 遺言書の種類
- P5 自筆証書遺言の記載例①(一般的な例文)
- P6 自筆証書遺言の記載例②(長男に全ての財産を譲りたい)
- P7 自筆証書遺言の記載例③(相続人がたくさんいる)
- P8 自筆証書遺言の記載例④(法定相続人以外に遺産を残したい)
- P9 自筆証書遺言の記載例⑤(息子の嫁にも財産を残したい)
- P10 自筆証書遺言の記載例⑥(子供に事業を継いでもらいたい)
- P11 自筆証書遺言の記載例⑦(もっと簡単に書く)
- P12 遺言書でできること
- P14 遺言執行人の指定
- P15 公正証書・取消し・変更
- P16 公正証書遺言の作成
- P17 遺言信託



## V 養子縁組

- 養子縁組 P18
- 相続税と贈与税 P21
- 養子と相続税 P23
- 養子と贈与税 P25
- 遺留分 P26
- 養子縁組する前に… P27
- 当事務所からの御提案 P29

## V その他

- 相続税早見表 I (配偶者がいる場合) P30
- 相続税早見表 II (配偶者がいない場合) P31
- 相続準備書類の一例 P32
- 相続手続きの流れ P33

# 遺言書の種類

## ●自筆証書遺言

当事務所では自筆証書遺言の作成をお勧めしています。自筆証書遺言とは全文を自分で書く遺言書(用紙はなんでも構いません)です。簡単に作成でき費用がかかりません。全て自筆で書かなければならないので代筆やワープロによるもの、日付の記入がないもの、日付けが特定できないものは無効です。(録音・録画したのも無効になります。)署名押印は必須です。P5以降の『自筆証書遺言書の記載例』を参考にしてください。例文を基に作成して頂ければ簡単に書けますし、問題も生じません。

[長所] 簡単に作成できる。

書き直し、訂正が容易。

遺言の内容・存在を秘密にできる。

一人で作成でき、費用がかからない。

[短所] 様式が定められている。

勝手に処分されたり、紛失したりする可能性がある。

→当事務所で保管可

遺言の執行には家庭裁判所の検認が必要。

→裁判所に行けば良いだけなので面倒な作業ではありません。

## ●遺言書作成キット

最近では自分で簡単に自筆証書遺言を作成することができるセットが書店で販売されています。



←遺言書虎の巻  
(コクヨS&T株式会社)

自分でできる遺言書 →  
(二見書房)



# 自筆証書遺言の記載例①

## (一般的な例文)

### 遺言書

遺言者 山田太郎 は次の通り遺言する。

- 第一条 遺言者は遺言者の所有する以下の財産を遺言者の妻 山田花子 (昭和25年2月5日生) に相続させる。
- (一) 土地 所在 横浜市西区北幸1丁目  
番地 17番
- (二) 建物 所在 横浜市西区北幸1丁目17番22号  
家屋番号 3番  
構造 鉄筋コンクリート造鋼板葺平屋建  
床面積 150.13㎡
- 第二条 遺言者は遺言者の所有する預金債権の3分の2を遺言者の長男 山田一郎 (昭和43年2月(日生)に相続させる。
- 第三条 遺言者は第一条、第二条に記載した財産以外の財産の全てを遺言者の妻 山田花子に相続させる。
- 第四条 遺言者は、この平成23年4月1日付自筆証書遺言の遺言執行者として 税理士法人 仲田パートナーズ会計 (住所 横浜市港北区綱島西1丁目17番22号) を指定する。
- 付言 この遺言は私の死後も家族仲良く暮らしてほしいという思いから作成しました。一郎はこの世から母さんのことを大切にしてください。花子/2は色々と迷惑をかけた申し訳なく思っています。3は長年以來私に連れ添ってくれてありがとう。私はみんなと温かい家庭を築くことができて幸せでした。

平成23年4月1日

横浜市西区北幸2丁目17番22号

山田太郎 



【相続人】  
配偶者と子供一人

相続人の記載は戸籍上の続柄と氏名を記載(生年月日も記載すれば万全。詳しく記載します。)

不動産は登記事項証明書に記載されている通りに記載します。簡便に記載してもOK(記載例⑦参照)

預貯金・債権の遺言の仕方はP8の記載例④を参照してください。注意が必要です。

遺言書に記載されなかった財産の帰属先についての争いを防止するために記載。

遺言執行人は誰でも構いませんが、信頼できる人を選びましょう。税理士法人、司法書士法人などを遺言執行者に指定することも可能です。(遺言執行者を特定するため住所を記載すること)

法的な拘束力はないが遺言者の遺志を表明し相続人の理解と協力を求めるのに役立ちます。

作成年月日・住所・氏名を記載し押印します。